

資格が必要な業務(免許・技能講習)一覧表

令20条号別	就 業 制 限 の 業 務		安法 61条 安令 20条	就業が認められる資格 (安則41条 別表3)	特別教育業務 安法 59条 安則 36条	備 考
1	発 破 業 務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務		・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁上級保安技 甲、乙発破係員 甲、丁坑外保安 甲、乙、丁坑内保安		
2	揚 貨 装 置 運 転	制限荷重5トン以上の運転の業務（船用デリック、クレーン）		・揚貨装置運転免許	・5トン未満	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱（令1条4号の小型除く。）		・ボイラー技士免許（特、1、2級）	・小型ボイラー	・伝熱面積の合計 500㎡以上 特級 25～500㎡未満 1級以上 等作業主任者留意 ・①～④定義は令6条 16号イ～ニ 伝熱面積の計算方式 に留意
		次のいずれか ボ則 23-2	① 胴内径750mm以下で、かつその長さが1,300mmの蒸気ボイラー ② 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ③ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ④ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	・ボイラー技士免許（特、1、2級） ・ボイラー取扱技能講習		
4	ボイラー・第一種圧力容器溶接 (ボ則9、55)	溶接の業務（小型ボイラー、小型圧力容器を除く。）		・特別ボイラー溶接士免許		
		ボ則9条、55条但書	イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取り付ける溶接	・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許		
5	ボイラー・第一種圧力容器整備 (ボ則35、70)	① ボイラー(小型ボイラー及び上記3の①～④のボイラーを除く。) ② 第一種圧力容器（小型圧力容器若しくは令1条5号のイに該当するもののうち内容積5㎡以下のもの又はロ～ニに該当するもののうち内容積1㎡以下のものを除く。）		・ボイラー整備士免許		
6	クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務		・クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
		つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務（床上運転式）		・クレーン・デリック運転士免許 （限定）		
		つり上げ荷重が5トン以上で、床上操作により荷とともに運転者が移動する方式（こ線テルハは除く。）		・床上操作式クレーン運転技能講習		
7	移動式クレーン (ク 則 68)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務		・移動式クレーン運転士免許	・1トン未満	
		つり上げ荷重1トン以上5トン未満の運転の業務		・小型移動式クレーン運転技能講習		
8	デ リ ッ ク (ク 則 108 条)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務		・クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
9	潜 水 業 務 (高 圧 則 12 条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務		・潜水士免許	・潜水作業者への送気・調節等の業務	
10	溶 接 等 業 務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務		・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習		
11	フ ォ ー ク リ フ ト	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)		・フォークリフト運転技能講習 ・他 職訓有	・1トン未満	
12	建 設 機 械	機体重量3トン以上の運転の業務（道路走行は道交法適用） ・別表7の1号（整地、運搬、積込用機械） ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・別表7の2号（掘削用機械） ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー		・車両系建設機械運転技能講習 （整地、運搬、積込、掘削用） ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり	・3トン未満	53.1.1前の規則による講習修了者には新安規第81条により、修了者とみなされる
		・別表7の3号（基礎工事用機械）（機体重量3トン以上） ①くい打機②くい抜機③アース・ドリル④リバース・サーキュレーション・ドリル⑤せん孔機⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン		・車両系建設機械運転技能講習 （基礎工事用） ・その他上欄同じ	・3トン未満 ・自走できないもの ・自走できるものの作業装置の操作	
		・別表7の6号（解体用機械）（機体重量3トン以上） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成25年7月1日～適用		・車両系建設機械運転技能講習(解体用) ・車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習 ・その他上欄に同じ	・3トン未満	25.6.30以前に開始された技能講習は①のみ
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)		・ショベルローダー等運転技能講習 ・他 職訓等有	・1トン未満	
14	不 整 地 運 搬 車	最大積載量が1トン以上の運転の業務		・不整地運搬車運転技能講習	・1トン未満	
15	高 所 作 業 車	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務		・高所作業車運転技能講習	・10メートル未満	
16	玉 掛 け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務		・玉掛け技能講習 (注) 揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士免許 ・その他職訓あり	・1トン未満	(注) 53.10.1以降の資格者は認められない